しぶや青色

令和８年 １１月号 第６４７号　一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041
東京都渋谷区神南1-8-17
TEL　03（3463）7043
FAX　03（3770）8739
ホームページ
http://www.428aoiro.jp/

お済みですか？　消費税の届出！

◎　消費税課税事業者届出書について

令和６年分の課税売上高が 1,000 万円を超える場合は、令和８年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書等の提出が必要になります。

また、令和６年分の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（令和７年１月１日から令和７年６月３０日）の課税売上高が 1,000 万円を超えているなどにより、令和８年分において消費税の課税事業者となる場合があります。

新たに消費税の課税事業者に該当される場合は、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

◎　簡易課税制度選択届出書について

令和７年分の課税売上高が 5,000 万円以下の場合は令和９年分について簡易課税制度を選択することができます。

令和９年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、必ず令和８年１２月３１日（郵便消印有効）までに提出してください。

◎　東京国税局（業務センター）から「御存知ですか・消費税の届出！」という文書が郵送されたとき、早急に文書に記載の対応を取ってください。

◎　インボイス発行事業者について

すでに課税事業者の方、インボイス発行事業者登録をして課税事業者になった方、また消費税の計算方法によっても対応が違う場合があります。取引先に請求書や領収証を発行する、また取引先からもらう場合など、記帳の仕方や保存など多岐にわたって注意が必要となります。申告時期に慌てないように、事前のチェック・指導を受けてください。

年内の事務局での指導は全て予約制となります。
０３－３４６３－７０４３事務局まで、お早めにお申し込みください。

１１月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

１１月　３日（火）：文化の日の祝日
１１月　７日（土）、８日（日）：くみんの広場・代々木公園
１１月１０日（火）：１０月分源泉所得税納付
（毎月納付の方）
１１月１３日（金）：納税表彰式（国税関係）
１１月１６日（月）：令和８年分・所得税予定納税の
減額承認申請（２期分のみ）
※申請期間は１１月２日（月）から約２週間となります。申請希望の方は、事務局までご相談ください。
１１月１７日（火）：渋谷税務署長講演会
１１月１８日（水）：税理士による「無料相談会」
１１月２５日（水）：税を考える週間「相続税」講習会

税務署からのお知らせ

○　国税庁ホームページへの飲食料品の消費税率引下げに係る各種資料の掲載

＜令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、
飲食料品に係る消費税率が1%(国・地方合計)に引き下げられます。＞

国税庁では、ホームページ上に「消費税率引下げ特設サイト」を開設し、各種資料を掲載しています。

＜消費税率引下げ特設サイト＞

○　一般的なご相談に係る相談窓口

飲食料品の消費税率引下げに関する一般的な御相談については、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター（消費税軽減税率・インボイスコールセンター）」で対応しています。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
【専用ダイヤル】　0120-205-553
【受付時間】　9:00～17:00　土日祝除く

御不明な点がございましたら、以下の連絡先まで、お問い合わせください。

【連絡先】
渋谷税務署　個人課税第１部門
指導担当　加藤
（代表）TEL 03-3463-9181（内線）2112

＊小 規 模 企 業 共 済 制 度 の ご 案 内 ＊

★ **小規模企業共済とは・・** 個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。
共同経営者は個人事業主１人につき２人まで加入できます。
（不動産所得のみの方は事業的規模が必要です）

★ **共済掛金は・・・・・・** 月額１，０００円～７０，０００円（500 円単位）で加入後の変更も可能
半年払い、年払いＯＫ！
掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。

★ **共済金の受取りは・・・** 個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員の退任、死亡、老齢給付等
一括受取は退職所得・分割受取は雑所得（公的年金等）です。**受取るときも節税のメリット**があります。

※６ヶ月未満は掛け捨てとなります。

★ 加入申込、お問合せは・・（一社）渋谷青色申告会　担当：菅井　☎ 03-3463-7043

【　都税事務所からのお知らせ　】

11 月は個人事業税第２期分の納期です

８月３日（月）にお送りした納付書により、１１月３０日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、11 月 10 日（火）までにお申込みいただくと、個人事業税第２期分からの口座振替が可能です。



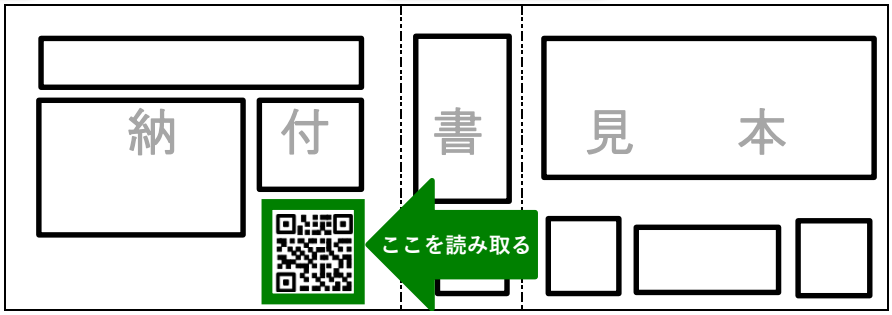
おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書の eL-QR を読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード
インターネットバンキング

eL お支払サイトの eL-QR 読取画面から納付書の eL-QR を読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ＡＴＭから直接納付することができます。
他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】
＜課税について＞　所管都税事務所の個人事業税班又は支庁
＜納付について＞　所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法
▶ ▶ ▶

＊ 12月の税務相談日 ＊

～ 当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい ～



＜日　　時＞　１２月１６日（水）　午前１０時～午後３時 （お一人約１時間を予定）

＜場　　所＞ （一社）渋谷青色申告会館　　費　　用　無　　料

申込開始は１２月１日（火）より受付ます。

★ お申込み、お問合せは事務局まで　　℡：03(3463)7043　URL：http://www.428aoiro.jp/

マイナンバーカード・パスワードについて

●電子申告（e-Tax）を行う際に必要な番号について

青色申告特別控除６５万円の適用を受けるためには、電子申告による申告又は電子帳簿保存の申請が必須です。

ご自身のマイナンバーカードで電子申告を行う場合に必要なパスワードです。
パスワードが不明の場合にはｅ-Tax による確定申告が行えませんのでご留意ください。

読み取り対象	文字数	ロック数	e-Taxでの使用用途
署名用電子証明	英数字６文字以上１６文字以下	５回連続でロック	初回利用開始時の本人確認、申告等データに電子署名を行う
利用者証明用電子証明	数字４桁	３回連続でロック	e-Taxへのログイン
券面事項入力補助	数字４桁	３回連続でロック	利用開始時に氏名・住所・生年月日・性別を読み取る

●年末調整について

納期の特例による「年末調整」業務は、予約なしで行います。
１２月の給与・賞与の金額が決定したら、必要書類等を準備し、事務局へお越しください。
納期の特例７～１２月分の納期限は来年１月２０日（水）です。

必要書類　・給与所得者の支給給与、賞与金額と扶養者情報
・給与所得者の加入保険情報・・・控除証明書等
・令和８年中途採用者の前職の源泉徴収票
・お手持ちの納付書（所得税徴収高計算書）
医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除は年末調整はできません、個々に確定申告をしてください。